

ID: 110

担当部署: 町民環境課

<b>処分の概要</b>	許可申請手数料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第14条		
<b>例 規 番 号</b>	昭和47年条例第22号		
<b>【基準】</b>			
第14条の規定による。 (許可申請手数料)			
第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。			
(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 1件につき3,000円			
(2) 一般廃棄物処理業の許可証再交付を受けようとする者 1件につき2,000円			
(3) 一般廃棄物処理従業員身分証を受けようとする者 1件につき200円			
(4) 一般廃棄物処理従業員身分証再交付を受けようとする者 1件につき100円			
(5) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件につき3,000円			
(6) 浄化槽清掃業の許可証再交付を受けようとする者 1件につき2,000円			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年12月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日